土砂災害時の避難確保計画

施設名：

作成日：令和　　年　　月　　日

最終更新日：令和　　年　　月　　日

目次

|  |  |
| --- | --- |
| １　　計画の目的 | 2 |
| ２　　計画の報告 | 2 |
| ３　　計画の適用範囲 | 2 |
| ４　　防災体制 | 3 |
| ５　　避難判断 | 5 |
| ６　　情報収集・伝達 | 6 |
| ７　　避難誘導 | 7 |
| ８　　避難の確保を図るための施設の整備 | 9 |
| ９　　防災教育及び訓練の実施 | 10 |

（任意）１０　様式集

　　　　　　　・施設内連絡網

　　　　　　　・施設内名簿

**１　計画の目的**

この計画は、土砂災害防止法第８条の２に基づくものであり、本施設の利用者の土砂災害に関する円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

　また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、土砂災害時に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

**２　計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第８条の２に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 人　　　　　数 | | | | | | | |
| 昼間・夜間 | | | | 休日 | | | |
| 利用者 | | 施設職員 | | 利用者 | | 施設職員 | |
| 昼間 | | 昼間 | | 休日 | | 休日 | |
| 約 | 名 | 約 | 名 |
| 夜間 | | 夜間 | | 約 | 名 | 約 | 名 |
| 約 | 名 | 約 | 名 |

**４　防災体制**

防災体制確立の判断時期及び役割分担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 配備基準 | 配備職員 | 活動内容 |
| 警戒  レベル１ |  |  | ・避難に使用する資機材の点検  ・避難確保計画の周知・徹底 |
| 警戒  レベル２ | ・山陽小野田市に大雨（土砂災害）注意報・警報発表 | 総括  情報班 | ・気象情報等の情報収集 |
| **警戒**  **レベル３** | ・地区に高齢者等避難の発令  ・土砂災害降雨危険度がレベル２（レッド）になり、今後大雨が見込まれるとき | 総括  情報班 | ・気象情報の情報収集  ・保護者への事前連絡  ・周辺住民への事前協力依頼 |
| 避難  誘導班 | ・避難に使用する資機材の準備  ・要配慮者の避難誘導 |
| **警戒**  **レベル４** | ・地区に避難指示の発令  ・山陽小野田市に大雨（土砂災害）特別警報発表  ・山陽小野田市に土砂災害警戒情報の発表  ・土砂災害の前兆現象が発見されたとき | 全職員 | ・施設内全体の避難誘導 |
| **警戒レベル５　災害発生情報** | | 全職員 | 命を守る最善の行動をとる。 |

※表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

配備職員

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権限者（　　　　　　　） | 代行者（　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（　　　　　　　） | □防災活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録  □館内放送等による避難の呼び  掛け  □気象予報等の情報の収集  □関係者及び関係機関との連絡  □市町村等への連絡 |
| 班員（　　　　　　　）名 |
| ・  ・  ・  ・ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（　　　　　　　） | □避難誘導体制の確認  □避難ルートの確認  □避難誘導の実施  □避難完了の確認  □未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（　　　　　　　）名 |
| ・  ・  ・  ・ |

**５　避難判断**

**・市からの避難情報に基づく避難**

　山陽小野田市から警戒レベル３高齢者等避難が発令された時点で避難を開始する。

　警戒レベル４避難指示が発令された場合、直ちに避難を開始する。

**・市からの避難情報が無い場合の避難**

土砂災害の危険度による判断（気象庁HP、山口県土砂災害ポータル）

　　・土砂災害の危険度がレベル２（レッド）になり、

今後大雨が予想されるとき。

　前兆現象による判断

　　急傾斜地の崩壊

・がけの表面に水が流れ出す。

　　　・がけからの水がにごる。

　　　・がけから小石が落ちてくる。

　　　・樹木の倒れる音がする。

　　　・がけから音がする。

　　　・異様なにおいがする。

土石流

　　　・山鳴りがする。

　　　・雨が降り続いているのに、川の水位が下がる。

　　　・川の水がにごり、流木が混ざる。

　　地すべり

　　　・地面にひび割れができる。

　　　・井戸や沢の水がにごる。

　　　・がけや斜面から水が噴出す。

　　　・家やよう壁、樹木、電柱が傾く。

　　気象情報による判断

　　　・土砂災害警戒情報が発表されたとき。

　　　・大雨（土砂災害）特別警報が発表されたとき。

**６　情報収集・伝達**

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | 山陽小野田市防災メール  山陽小野田市公式ＬＩＮＥ（https://lin.ee/Ac1hqjR）  山陽小野田市防災気象情報システム  （https://sanyoonoda\_city.mec-bousai.info/）  テレビ  インターネット  気象庁HP（http://www.jma.go.jp/） |
| 土砂災害情報  　・土砂災害警戒情報    　・土砂災害危険度  　・危険箇所 | 山陽小野田市防災メール  テレビのデータ放送  インターネット  気象庁HP：土砂災害危険度  https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/  山口県土砂災害ポータル：土砂災害危険箇所  http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/portal/ |
| 市からの避難情報 | 山陽小野田市防災メール  山陽小野田市公式ＬＩＮＥ（https://lin.ee/Ac1hqjR）  山陽小野田市防災ラジオ  山陽小野田市ホームページ  テレビのデータ放送 |

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集する。

※施設内より目視にて、雨の降り方、道路の状況、水路の状況、土地の状況等を確認する。

（２）情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、土砂災害情報等を施設内関係者間で共有する。

②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市に報告する。

③市への連絡先は以下とする。

　　　　　　山陽小野田市総務課危機管理室　0836-82-1122

　　　　　または、

　　　　　　所管課

**７　避難誘導**

避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 移動距離 | 移動手段 |
| **避難場所** |  | （　　　　　）m | □徒歩 |
| □車両（　　）台 |
| **屋内**  **安全確保** |  |  |  |

（２）避難所に向かうことが危険な場合

土砂災害からの避難は、危険区域から出る立ち退き避難が原則であるが、悪天候の中の避難や、夜間の避難など、外に出ることが危険な場合は、がけ地から最も離れた施設内の最上階で屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

【避難経路図】

　土砂災害時の避難先は、土砂災害ハザードマップから、以下の場所とする。

|  |
| --- |
| 避難経路図  地図と経路を貼り付けてください。 |

**８　避難の確保を図るための施設の整備**

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 品名 | 数量 | 保管場所 | 有効期限 | 保管責任者 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**９　防災教育及び訓練の実施**

　従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災にかかる教育

|  |  |
| --- | --- |
| 計画 | 実施予定時期 |
| 避難確保計画の作成・更新 | ４月頃 |
| 市へ避難確保計画等の提出 | ４月頃 |
| 施設職員・利用者への防災教育 | ４月～３月頃 |

■防災訓練

|  |  |
| --- | --- |
| 計画 | 実施予定時期 |
| 施設職員・利用者による防災訓練 | ４月～３月頃 |
| 市へ避難訓練結果報告書等の提出 | ４月頃 |

※本計画に該当する災害である土砂災害を想定した訓練を年１回実施する。